

# 農業委員会だより 第70号

発行 印西市農業委員会

編集 農業委員会だより編集委員会

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2 電話 0476-33-4707

## 市内で果樹園農家として奮闘中の若泉翔さん（別所地区）をご紹介します



若泉 翔さん

### 就農のきっかけは

きっかけは私が幼い頃より父の趣味である、家庭菜園を手伝っていた事が1つの要因だと思います。

父は野菜、私は果樹で楽しみ、将来的には果樹農家になりたいと思っていました。

私は柑橘類をほぼ毎日食べるくらい好きなのでそう考えていたのですが、就農について調べると果樹農家で0から始めて出荷するまでに、膨大な時間が掛かる事を知り、それなら若い内には就農を決意しました。



みかんの木の前で

### 現在の状況、課題

現在の主な作業は、耕作放棄地の土壌改良を行っています。また周囲に柑橘類を栽培している農家さんがいないので、どの品種が土地に合うのか、どのような病虫害で果樹被害が発生するのか小規模ですがさまざまな果樹を植え、試験栽培で経過観察をしています。数多くある課題の内、一番大きな問題は防寒です。昨年は対策が不十分だったため苗木が枯れてしまつたという結果になってしまいました。今年も、1つの手段だけでなく何通りか試して農地に合った防寒対策を探し当てようと考えています。

### これからの取り組み、目標など

来年3月には大規模にみかん苗木の定植を予定しており、みかん栽培がうまくいけば徐々にレモン・ライム・グレープフルーツなどの柑橘類も、みかん同様大規模化に挑戦したいと考えています。柑橘類の栽培については多くの課題があり、その簡単につまはかないと思いますが、七転八起の精神で頑張っていこうと思います。



相棒の藤原さんと2ショット

新年のご挨拶



印西市農業委員会  
会長 篠田道雄

新年あけましておめでとございます。日頃より、当委員会の活動に対し、ご理解ご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。さて、令和5年度も残すところ数か月となりましたが、早いもので当委員会の3年間の任期もここで終了し、4月からは新しい委員でのスタートとなります。地元から推薦で選ばれた農業委員、農地利用最適化推進委員は地域農業をリードしていく存在であり、相談役でもあります。農業についての悩みや困りごとがございましたら、お気軽に地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談していただけたらと思います。農業委員会では、今年も農地の適正な活用を図るべく、健全な農業の発展に寄与して参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念して、新年のご挨拶と致します。

◆◆◆◆◆ 委員会活動報告 ◆◆◆◆◆

令和5年度印旛・香取ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会  
いんざいふるさと産業まつり 令和5年度経営力強化・農地集積シンポジウム



印旛・香取ブロック別研修会  
(会長の挨拶)



(印西市文化ホール)



シンポジウム  
(青葉の森芸術文化ホール)

10月31日、印西市文化ホールにおいて令和5年度印旛・香取ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加し、主催地の団体代表として篠田会長が開会の挨拶を行いました。11月4日、木下駅前にぎわい広場において、いんざいふるさと産業まつりに出店参加し、地産地消イベントとして地元委員の新米を販売しました。おかげさまで大盛況により、即完売となりました。また11月7日、千葉市中央区にある青葉の森公園芸術文化ホールにおいて令和5年度経営力強化・農地集積シンポジウムに参加してきました。基調講演では座談会の開き方について講義を受け、今後の地域計画座談会に活用できる手法について研修してきました。準備等も含め、短い期間の中で忙しい活動内容でしたが、充実した時間を過ごしました。



いんざいふるさと産業まつり・集合写真  
(木下駅前にぎわい広場)



大盛況でした！

### 有害鳥獣捕獲数 (H30~R4)

		H30	R 1	R2	R3	R4
鳥 類		89	95	77	69	48
小動物	ハクビシン	151	116	112	120	121
	タヌキ	264	137	214	161	154
	アライグマ	19	16	45	39	68
イノシシ		958	704	869	733	1064

市内で農作物に被害及ぼす有害鳥獣の過去5年間の捕獲数の推移は上記のとおりとなっています。令和4年度の傾向として、本埜地区でイノシシの捕獲が多く、また市内全体でイノシシの幼獣が多く捕獲されています。その他では、アライグマの捕獲数が増加しているため定着が進んでいることがわかります。農作物被害は前年より減りましたが、引き続き「捕獲」・「防除」・「環境整備」といった対策を実施していくことが求められております。お困りの際は下記担当へご連絡下さい。

【担当】 印西市環境経済部環境保全課鳥獣被害対策係 Tel: 0476-33-4439

#### 砂ぼこり対策について

春先になると強風により農地から砂ぼこりが飛散し、風下となる地域へ悪影響を及ぼしてしまふ場合があります。耕運時期の変更、緑肥作物の播種、中低木、防風ネットの設置等、砂ぼこりを抑える対策がありますので参考にしてみてください。



#### 遊休農地を無くしましょう!

##### ◆遊休農地とは

耕作の目的に供されておらず、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地及びその利用の程度が周辺地域の農地に比べ、著しく劣っていると認められる農地に比べ、著しく劣っていると認められる農地

##### ◆なぜ問題?

不法投棄の増加や火災、病害虫の発生等により、近隣農産物への被害や住民への悪影響が考えられます。また、大切な資源である農地が減少してしまうことから、減少

を食い止め確保していかなければなりません。

#### 農地の適正な維持・管理をお願いします!

農地に雑草等が繁茂している場合、周囲の土地所有者等に迷惑がかかります。  
除草・耕運等を実施し、適正な維持・管理をお願いします。

#### 農地に係る許可申請はお早めに…

農地を耕作目的で、売買や貸し借りをを行う場合は、農業委員会の許可が必要になります。

また、農地を農地以外に用途を変更する場合(農地転用)は、千葉県知事の許可が必要になります。

許可を受けずに農地転用をした場合は、違反転用となります。

なお、農地を土砂等で埋め立てを行う場合には、農業委員会への届出又は一時転用の許可が必要になります。

申請の際は、必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

**令和7年3月末で、農業経営基盤強化促進法（利用権）の手続きが終了します。**

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域での話し合いに基づき地域農業の将来の在り方を示した「人農地プラン」は、「地域計画」として法定化されました。

それに伴い、現在、農地の売買や賃借は、以下の3つの手続きがありますが、令和7年3月末で、③農業経営基盤強化促進法（利用権）に基づく手続はできなくなります。

なお、令和7年3月末以前に地域計画が策定された地域は、その時点から農業経営基盤強化促進法（利用権）の手続きはできなくなります。

農地の売買や  
賃借の手続き

- ① 農地法に基づく手続き
- ② 農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく手続き
- ③ 農業経営基盤強化促進法（利用権）に基づく手続（令和7年3月末まで）

**農業者年金に加入しましょう**

終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は遺族に死亡一時金が支払われます。



**農業者年金の6つの特徴とメリット**

POINT 01

農業に従事する方なら  
広く加入いただけます。

加入資格は「年間60日以上農業に従事する」「国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）」「20歳以上60歳未満」。加入も脱退も自由。保険料の国庫補助を受ける／受けないを選択可能。

POINT 02

少子高齢時代に強い  
積立方式・確定拠出型。

加入者の積立は保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金額が決定。保険料を支払っている人や数に影響を受けず、少子高齢時代でも安定した制度です。

POINT 03

保険料はいつでも  
変更できます。

保険料は、月額1万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択できます。加入後も経営状況や老後設計に合わせて金額を柔軟に変更可能。翌年分を一括して支払う「前納納付」もあります。

POINT 04

終身年金。  
80歳前に亡くなられても  
遺族に死亡一時金。

加入者全員が受け取る。「農業者老齢年金」。加入者が払った保険料とその運用益を基礎として65歳から生涯受け取ることができ、老後生活において一定の収入が確保されます。（60歳からの繰上受給可）

POINT 05

保険料の  
社会保険料控除など  
大きな節税効果。

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、節税に。保険料の運用益は非課税。将来受け取る農業者年金も公的年金等の合計が110万円までは非課税。

POINT 06

一定の要件を満たす  
農業者には  
保険料の国庫補助。

若い時期から長く農業の担い手として頑張る人、中でも農業所得が低い時期や家族が揃って加入する場合を手厚く支援するため、一定の要件を満たせば、最長20年間、保険料の国庫補助があります。

編集委員長 佐瀬 知千  
編集委員 荒井一和喜、荒井 敏彦  
石井 満、山口 明、山崎 幸雄

山崎 幸雄 委員  
今年3月で農業委員、推進委員の任期が終わります。皆様、ご苦勞様でした。任期終了後も地域農家の良き相談相手になり続けて下さい。

新型コロナウイルスのはやりが終わり一安心も束の間、今度は資材高、燃料高、そしてインフレの嵐、その波に乗れない農産物価格、皆様のほやき節が聞こえてきます。それでもどっこい、人類の命を支える生命基幹産業、誇りを持って前進あるのみです。

**編集後記**

毎月25日  
（閉庁日の場合は、前日の開庁日）  
▼事前審査会 毎月上旬  
▼総会 毎月中旬

**農業委員会への  
申請締め切り**

● 農家のための情報誌です。  
● 毎週金曜日に発行（週刊）  
● 購読料 月額700円  
（送料・税込）  
● お申込みは、  
農業委員会事務局へ  
（電話 33-4707）

**全国農業新聞を  
購読しましょう！**